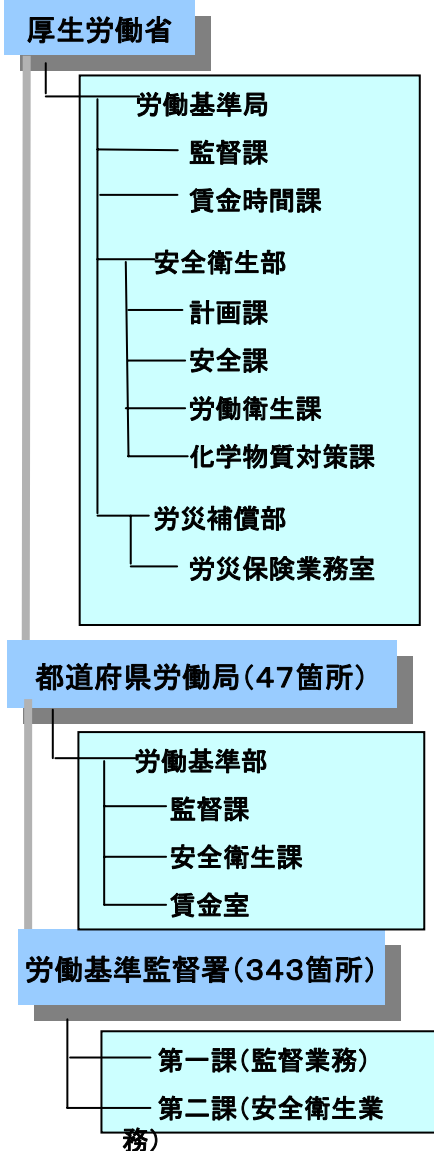


監督・安全衛生等業務の業務・システムの概要

(1) 組織図



(2) 対象業務の概要

【監督・安全衛生等業務の概要】

- 運営方針策定**
労働基準行政を運営するための基本方針を年度ごとに策定する。
- 監督(労働時間含む)**
労働基準法等に定める労働条件の確保、改善を図るため、事業場に臨検監督、集団指導、行政処分等を行う。また、法律等に違反する事実がある場合の労働者からの申告に対し、違反が是正されるよう指導する。
- 安全衛生**
労働安全衛生法等に定める職場の安全衛生環境の改善、向上を図るため、個別指導、集団指導、行政処分等を行い、その他機械・設備の検査・検定等を行う。また、労働安全衛生法に基づく免許に関する情報の管理等を行う。
- 賃金(家内労働含む)**
地域別及び産業別最低賃金の決定を行う。また、最低賃金が遵守されるよう周知や指導を行う。
- 司法**
事業主等が重大・悪質な法律違反を犯した場合に、犯罪捜査を行い、検察庁に送致する。
- 未払賃金立替払**
企業の倒産により賃金の支払がないまま退職した場合、国が一定範囲の未払賃金を事業主に代わって支払うための処理を行う。
- 相談**
労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法等に定める内容に関しての問い合わせ、また賃金未払など職場でのトラブルに関する相談などに対応する。
- その他**
監督・安全衛生等業務におけるその他業務として、地方労働局、労働基準監督署に対する監察業務、厚生労働省所管法人に対する監査業務、行政処分に対する審査請求の処理などがある。

(3) 対象システムの概要

